

令和6年2月市議会定例会

議案

＜議第35号＞
＜議第36号＞

焼津市

令和6年2月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
議第35号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第36号	焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	2
	参考資料	3
	提案理由	7

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月6日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第36号

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月6日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

焼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の焼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた焼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第35号 焼津市税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

新	新
焼津市税条例	焼津市税条例
本則 訳 附 則	昭和29年 6月 1日 条例第14号
第1条 ～ 第5条	本則 訳 附 則 第1条 ～ 第5条
	(令和6年能登半島地震災害に係る難損控除額等の特例) 第5条の2 所得割の納稅義務者（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年ににおいて生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令和48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年ににおいて生じなかつたものとみなす。 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けるとする旨の記載がある場合

(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
以下 略

議第36号 焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

新	焼津市消防団員等公務災害補償条例 昭和41年6月28日条例第12号	第1条 ～略 第3条 (損害補償の種類)	第1条 ～略 第3条 (損害補償の種類)	第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。	第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。	第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基準として行う。	第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基準として行う。
		(1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 ア 介護補償 イ 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葬祭補償	(1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 ア 介護補償 イ 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葬祭補償	(1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 ア 介護補償 イ 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葯祭補償	(1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 ア 介護補償 イ 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葯祭補償	(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾患の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾患の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
		(補償基礎額)	(補償基礎額)	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に從事し、若し	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に從事し、若し		

くは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。

3 略
4 略
第6条
～ 略

第29条
附則 略
別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
團長及び副團長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 <u>14,200</u>
分團長及び副分團長	円 <u>10,670</u>	円 <u>11,550</u>	円 <u>12,440</u>
班長及び団員	円 <u>8,900</u>	円 <u>9,790</u>	円 <u>10,670</u>

備考
1 事故発生日に当該事故又は疾事が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日以前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

くは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。

3 略
4 略
第6条
～ 略

第29条
附則 略
別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
團長及び副團長	円 <u>12,500</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>
分團長及び副分團長	円 <u>10,800</u>	円 <u>11,650</u>	円 <u>12,500</u>
班長及び団員	円 <u>9,100</u>	円 <u>9,950</u>	円 <u>10,800</u>

備考
1 事故発生日に当該事故又は疾事が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日以前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

提案理由

ただ今上程されました議第35号及び議第36号の2議案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議第35号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財が損壊する等した納税義務者又はその親族が、その取り壊し等のために支出をした場合における個人住民税の雑損控除額の適用につき、特例を定めようとするものであります。

議第36号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、非常勤消防団員等に対する公務災害補償の補償基礎額を引き上げようとするものであります。

以上、2議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げました
が、御審議の程よろしくお願い申し上げます。